

# 高山商工会議所会員事業所共済制度規則

## (目的)

第1条 この制度は、高山商工会議所（以下「当所」という。）の会員事業所の事業主、役員及び従業員（家族従業員を含む）の福祉の増進をはかることを目的とする。

## (制度の運営)

第2条 この制度の運営は、当所とアクサ生命保険株式会社（以下「委託機関」とする。）との間に締結する。

- ①災害補償特約付福祉団体定期保険契約（以下「生命共済」という。）
- ②新企業年金保険契約（以下「特定退職金共済」という。）
- ③大型保険、医療保険、個人年金保険、ガン保険、終身保険、アクセス、介護保険、総合共済（以下「集団保険」という。）

並びにこれに付随する協定書によるものとする。

## (加入資格)

第3条 この制度の加入者は、当所の会員事業所の事業主、役員及び従業員（家族従業員を含む）で、加入時において健康で正常に勤務又は就業している者とする。

### (1) 生命共済

年齢14歳6ヶ月を超え、65歳6ヶ月。ただし、継続の場合は70歳6ヶ月までとする

### (2) 特定退職金共済

年齢の制限なし

### (3) 集団保険

委託機関の定めるとおりとする

## (告知義務)

第4条 この制度に加入（保険金の増額）の際、加入者が故意又は重大な過失により事実を告知しなかった場合又は不実の告知をした場合は、効力発生日から1年以内に限り契約を解除し、保険金等を支払わないものとする。

## (効力発生日及び保険期間)

第5条 この制度による保険の効力発生日及び期間は次のとおりとする。

### (1) 生命共済

加入申込書記載の効力発生日から効力が発生し、保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、特に申し出のない限り自動的に更新継続するものとする

### (2) 特定退職金共済

加入申込書記載の効力発生日から効力が発生し、退職したときに脱退とする

### (3) 集団保険

委託機関の定めるとおりとする

#### (掛金)

第6条 生命共済及び特定退職金共済の掛金は保険料と制度運営費で構成され、その額については別表第1に定めるとおりとし、集団保険については委託機関の定めるとおりとする。

第7条 加入者は、当該掛金を定められた期日までに定められた方法により払い込むものとする。

2 掛金が2ヶ月連続して払い込みされない場合には、払い込まれない月の前月末日に遡って効力を失い、契約は解除されるものとする。

#### (保険金額)

第8条 生命共済の保険金額は、別表第2に定めるとおりとし、集団保険については委託機関の定めるとおりとする。

第9条 この制度による保険金及び給付金は、加入申込み時の指定受取人とする。

#### (見舞金・祝い金)

第10条 生命共済の見舞金・祝い金は、別表第3に定めるとおりとし、受取人は加入事業所とする。

#### (加入の取消)

第11条 この規則に定める加入資格を欠いて加入したときは、ただちに加入を取消し、加入時に遡及して一切の権利を失うものとする。

#### (脱退)

第12条 この制度の加入者が次の各号の一に該当したときは、掛金の払い込まれている月の末日を持って脱退するものとする。

- (1) 加入者又は加入事業所が当所の会員でなくなったとき
- (2) 加入者から脱退の申し出があったとき
- (3) 加入者が死亡・高度障害になった場合、又は加入事業所を退職したとき
- (4) 加入者が第3条各号に定める加入制限年齢に達したとき

#### (利益配当金)

第13条 この制度の生命共済にあつては、1年間を1保険期間として収支計算が行われ、利益配当金が生じた場合は、これを掛金負担者に対し負担した掛金の額に応じて配当するものとする。

(補則)

第14条 特定退職金共済については、別に定める「特定退職金共済規程」に基づくものとし、その他この規則に定められていない事項で必要な事項は、その都度委託機関と協議して定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和57年1月1日より施行する。

この規則は、平成元年4月1日より第2条、第3条及び第5条の一部を改正施行する。

この規則は、平成17年4月1日より第3条の一部改正及び第10条の新設規定を施行する

## 高山商工会議所 会員事業所共済制度規則別表

### 別表 1

#### ◎生命共済月払掛金表

14歳6ヶ月を超え、60歳6ヶ月までの加入者

口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
掛金	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円

60歳6ヶ月を超え、70歳6ヶ月までの加入者

毎年更新時において変更する

※ただし、60歳6ヶ月以上の者は2口のみとする。

◎特定退職金共済は、月額1口1,000円とし、最高30口までとする。

### 別表 2

#### ◎生命共済保険金額

保険金・給付金額

		1口	2口	3口	4口	5口	6口
死亡	不慮の事故による死亡 (死亡保険金+災害保険金)	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	上記以外の事由による死亡 (死亡保険金)	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
高度障害	不慮の事故による高度障害 (高度障害保険金+災害高度障害保険金)	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	病気による高度障害 (高度障害保険金)	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
入院	不慮の事故で1日以上入院 (入院給付金)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円
	ガンで1日以上入院 (ガン入院一時金)	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円
	6大生活習慣病で1日以上入院 (6大生活習慣病入院一時金)	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円
	ガン治療を目的とした先進医療の療養 (ガン先進医療一時金)	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

### 別表 3

#### ◎見舞金・祝い金

		1口	2口	3口	4口	5口	6口
不慮の事故による通院見舞金 (5日以上)		6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	36,000円
病気による	入院見舞金 (5日以上)	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	36,000円
	通院見舞金 (7日以上)	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	36,000円
結婚祝い金 (1年以上加入者)		5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
出産祝い金 (1年以上加入者)		5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
資格取得祝い金 (1年以上加入者)		3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円

◎見舞金・祝い金支払基準

1. 見舞金については、1口につき6,000円とする。
2. 結婚・出産祝金については、1口につき5,000円とする。
3. 資格取得祝金については、1口につき3,000円とする。
4. 本請求の期限は事由発生後3年以内とする。
5. 請求は加入が継続している場合に限る。
6. 祝金の請求は1年以上の加入者を対象とする。
7. 本請求の際には下記事項の請求事由が証明できるものを添付するものとする。
  - ①けがによる通院の場合 5日以上通院したことがわかるもの
  - ②病気による入院の場合 5日以上入院したことがわかるもの
  - ③病気による通院の場合 7日以上通院したことがわかるもの
  - ④結婚祝金の場合 婚姻届受理証明書・戸籍謄本（抄本）のいずれかの写し
  - ⑤出産祝金の場合 出生受理証明書・母子手帳の出生届済証明・住民票・健康保険証のいずれかの写し
  - ⑥資格取得祝金の場合 合格証書等の写し
8. 見舞金は1加入者につき同一の事故（病気）で1回限りとする。また、異なる事故（病気）の場合でも請求できるのは年度中で1回とする。
9. 資格取得祝金は請求の限度を設けない。

資格とは国家資格等公的根拠を有するものをいう。ただし、職務に必要な公的資格・民間資格等については試験の有無等勘案し商工会議所において判断することとする。
10. 出産祝金は、男性の加入者は配偶者を対象とする。
11. その他特殊な事由等の場合、見舞金・祝金の給付の有無については商工会議所が判断するものとする。

この別表は、平成29年4月1日より適用する。